

設計業務等標準積算基準書

令和 8 年 10 月

名古屋市緑政土木局

第1編 総則

第1編 総 則

第1章 総 則

① 適用範囲	1-1- 1
② 設計等における数値の扱い	1-1- 1
②-1 設計単価等の扱い	1-1- 1
②-2 端数処理等の方法	1-1- 1
②-3 設計表示単位	1-1- 2
③ 技術者の職種区分	1-1- 5
④ 旅費交通費	1-1- 6
④-1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊，滞在を伴わない業務の場合）	1-1- 7
④-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊，滞在を伴う業務の場合）	1-1- 7
④-3 旅費交通費の率を用いない積算	1-1- 9
⑤ 打合せ	1-1-12
⑥ 技術者単価	1-1-12
⑦ 技術者基準日額時間外手当の算出	1-1-12
⑧ 諸経费率等の扱い	1-1-13
⑧-1 諸経费率等の適用	1-1-13
⑧-2 近接して発注する場合	1-1-14
⑨ 設計変更の積算方法	1-1-14

第1章 総則

① 適用範囲

この積算基準は、名古屋市緑政土木局が所管する測量業務、地質調査業務、設計業務、調査・計画業務、下水道用設計業務に適用する。ただし、この積算基準によることが著しく不適當または困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

② 設計等における数値の扱い

②－１ 設計価格等の扱い

設計に使用する価格は、原則として、起案時における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。

$$(\text{設計に使用する価格}) = (\text{内税価格}) \div (1 + \text{消費税率})$$

なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。

②－２ 端数処理等の方法

(1) 数量

数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出する。なお、運転時間については小数第1位（小数第2位四捨五入）まで算出する。

(2) 単価(単価表及び内訳書の各構成要素の単価)

補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

(3) 物価資料を用いる単価

「緑政土木局土木工事における材料単価の取扱い要領」による。

(4) 補正係数及び変化率

補正係数及び変化率は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

(5) 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

(6) 雑品（地質調査業務についてのみ）

雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

(7) 諸経費

諸経費は、算出された金額の範囲内で業務価格が1,000円単位となるよう端数調整（切捨て）するものとする。なお、複数の諸経費を用いる場合であっても、各々の諸経費で端数調整（切捨て）するものとする。

(8) 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha/(1-\alpha)$ など）の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示 の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

（9）業務価格

業務価格は、1,000円単位とする。

②－3 設計表示単位

（1）設計表示単位の取扱い

- 1）設計表示単位及び数値は、(2)設計表示単位一覧のとおりとする。
- 2）設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。
- 3）（2）設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。
- 4）設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。
- 5）設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。
- 6）契約数量は設計計上数量とする。
- 7）設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。

（2）設計表示単位一覧

項目	工 種	種 別	細 別	積算表示		契約表示		備 考
				単位	数値	単位	数値	
測量 業務	基準点 測 量	1～4級基準点 測量	1～4級基準点測量	点	1	点	1	
			基準点設置	点	1	点	1	
	水準測量	1～4級水準測 量（レベル等によ る）	1～4級水準測量観測 （レベル等による）	km	1	km	1	100km未満は 0.1km
			水準点設置	点	1	点	1	
	現地測量	現地測量		Km ²	0.001	Km ²	0.001	
	空中写真 測 量	撮影		Km ²	1	km ²	1	
			撮影計画	km ²	1			
			総運航	時間	0.01			
			撮影	時間	0.01			
			滞留	日	1			
			GNSS/IMU計算	枚	1			
			数値写真作成	枚	1			
		標定点	対空標識の設置	点	1	点	1	
			標定点測量	点	1	点	1	
			簡易水準測量	km	1	km	1	100km未満は 0.1km
			同時調整	Km ²	1	km ²	1	
	図 化	数値図化 (地図情報レベル 1000)		km ²	0.01	km ²	0.01	
			作業計画	km ²	0.01			
			現地調査	km ²	0.01			
			数値図化	km ²	0.01			
			数値編集	km ²	0.01			
			補測編集	km ²	0.01			
			数値地形図データファイルの作成	km ²	0.01			

項目	工 種	種 別	細 別	積算表示		契約表示		備 考
				単位	数値	単位	数値	
測量 業務	航 空 レーザ 測 量	航空レーザ測量 (地図情報レベル1000)		km ²	0.01	km ²	0.01	
			全体計画	km ²	0.01			
			計測計画	km ²	0.01			
			総運航	時間	0.01			
			計測	時間	0.01			
			滞留	日	1			
			調整用基準点の設置	箇所	1			
			三次元計測データ及びオリジナルデータ作成	km ²	0.01			
			グラウンドデータ作成	km ²	0.01			
			クリット(標高)データ作成	km ²	0.01			
			等高線データ作成	km ²	0.01			
			数値地形図データファイルの作成	km ²	0.01			
	応 用 測 量	路線測量	現地踏査	km	0.01	式	1	
			伐採	km	0.01	式	1	
			線形決定(条件点の観測)	点	1	点	1	
			線形決定	km	0.01	km	0.01	
			I P 設置	km	0.01	km	0.01	
			中心線測量	km	0.01	km	0.01	
			仮B M設置測量	km	0.01	km	0.01	
			縦断測量	km	0.01	km	0.01	
			横断測量	km	0.01	km	0.01	
			詳細測量(縦断測量)	km	0.01	km	0.01	
			詳細測量(横断測量)	km	0.01	km	0.01	
			用地幅杭設置測量	km	0.1	km	0.1	1km未満は0.01km
		河川測量	現地踏査	km	0.1	式	1	
			距離標設置測量	点	1	点	1	
			水準基標測量	km	0.1	km	0.1	
			河川定期縦断測量	km	0.1	km	0.1	
			河川定期横断測量	本	1	本	1	
			河川定期横断測量 複写	断面	1	断面	1	
			法線測量	km	0.1	km	0.1	
		ダム・貯水池深浅測量		測線	1	測線	1	
		河川深浅測量		測線	1	測線	1	
		海岸深浅測量		測線	1	測線	1	
	用 地 測 量	資料調査	公図等の転写	m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未満は10m ²
			地積測量図転写	m ²	100	m ²	100	
			土地登記簿調査	m ²	100	m ²	100	
			建物登記簿調査	戸	1	戸	1	
			権利者確認調査(当初)	m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未満は10m ²
			権利者確認調査(追跡)	人	1	人	1	
			公図等転写連続図作成	m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未満は10m ²
		境界確認	復元測量	m ²	100	m ²	100	
			境界確認	m ²	100	m ²	100	
			土地境界立会確認書作成	m ²	100	m ²	100	

項目	工 種	種 別	細 別	積算表示		契約表示		備 考
				単位	数値	単位	数値	
測量業務	用 地 測 量	境界測量	補助基準点の設置	m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未満 は10m ²
			境界測量	m ²	100	m ²	100	
			用地境界仮杭設置	m ²	100	m ²	100	
			用地境界杭設置	本	1	本	1	
		境界点間測量	境界点間測量	m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未満 は10m ²
		面積計算	面積計算	m ²	100	m ²	100	
		用地実測図原図等の作成	用地実測図原図作成	m ²	100	m ²	100	
			用地現況測量(建物等)	m ²	100	m ²	100	
			用地平面図作成	m ²	100	m ²	100	
			土地調書作成	m ²	100	m ²	100	
		公共用地境界確定協議	現況実測平面図作成	m ²	100	m ²	100	
			横断面図作成	km	0.01	km	0.01	
			依頼書作成	km	0.01	km	0.01	
			協議書作成	km	0.01	km	0.01	
地 質 調 査 業務	直 接 調 査 費	機械ボーリング	土質ボーリング	m	0.1	m	0.1	
			岩盤ボーリング	m	0.1	m	0.1	
		サンプリング	固定ピストン式シンウォールサンプラー (シンウォールサンプリング)	本	1	本	1	
			ロータリー式二重管サンプラー (デニソンサンプリング)	本	1	本	1	
			ロータリー式三重管サンプラー (トリプルサンプリング)	本	1	本	1	
		サウンディング及び原位置試験	標準貫入試験	回	1	回	1	
			孔内載荷試験 (プレッシャーメータ試験・ボアホールジャッキ試験)	回	1	回	1	
			スクリーウエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験)	m	0.1	m	0.1	
			オランダ式二重管コーン貫入試験	m	0.1	m	0.1	
			ポータブル貫入試験	m	0.1	m	0.1	
			現場透水試験	回	1	回	1	
		間 接 調 査 費	運搬費 (現場内小運搬)	式	1	式	1	
			人肩運搬	t	0.1	式	1	
			特装車運搬(クローラ運搬)	t	0.1	式	1	
			モノレール運搬	t	0.1	式	1	
			索道(ケーブルクレーン)運搬	t	0.1	式	1	
		仮設費	足場仮設	箇所	1	式	1	
設 計 業務	道 路 設 計	道路概略設計		km	0.1	km	0.1	
		道路予備・詳細設計		km	0.01	km	0.01	
	公 園 緑 地	公園緑地詳細設計		ha	0.1	ha	0.1	

③ 技術者の職種区分

参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。

(1) 測量業務に係る技術者

職 種	定 義
測 量 主 任 技 師	測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。
測 量 技 師	測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。また、測量技師補または撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
測 量 技 師 補	上記以外の測量士または測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
測 量 助 手	測量技師または測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
測 量 補 助 員	測量技師、測量技師補または測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
測 量 船 操 縦 士	水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。
操 縦 士	測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者
整 備 士	一等または二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。
撮 影 士	測量士または測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。
撮 影 助 手	撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。

(2) 地質調査業務に係る技術者

職 種	定 義
地 質 調 査 技 師	ボーリング作業の現場等における作業を指揮、指導する技術者をいう。
主 任 地 質 調 査 員	ボーリング作業の現場等における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。
地 質 調 査 員	ボーリング作業の現場等におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う技術者をいう。

(3) 土木設計業務等に係る技術者

職 種	定 義
主 任 技 術 者	先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
理 事 ・ 技 師 長	複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
主 任 技 師	定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。
技 師 (A)	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
技 師 (B)	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
技 師 (C)	上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
技 術 員	上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

(定型業務)

- ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
- ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
- ・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件による業務遂行への影響が小さい業務

(非定型業務)

- ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務
- ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
- ・文化性、芸術性が特に重視される業務
- ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
- ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
- ・計画から設計まで一貫した業務

④ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、④－1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、④－2を原則適用する。ただし、現地条件等により、④－1、④－2によりがたい場合は、④－3を適用する

④－１ 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）

「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）
測 量 業 務	直接人件費の0.56%	230
地 質 調 査 業 務	直接調査費の2.14%	1,026
土 木 設 計 業 務	直接人件費の0.63%	244
調 査 、 計 画 業 務	直接人件費の1.49%	597

（注）１．測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用を含んでいる。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。

２．地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）にかかる費用を含んでいる。

３．土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地踏査、点検等含む）にかかる費用を含んでいる。

④－２ 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）**（１）旅費交通費の率を用いた積算**

「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。

往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区分	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）
測 量 業 務	直接人件費の0.83%	313
地 質 調 査 業 務	直接調査費の1.60%	765
土 木 設 計 業 務	直接人件費の1.33%	307
調 査 、 計 画 業 務	直接人件費の2.59%	904

- (注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用を含んでいる。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。
2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）にかかる費用を含んでいる。
3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地踏査、点検等含む）にかかる費用を含んでいる。

(2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算

1) 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規定（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

なお、宿泊費基準額は旅費支給規定別表第二の職務の級が十級以下のものに記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規定別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き金額を積上げるよう注意すること。）

2) 宿泊手当

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規定第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規定別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き金額を積み上げるよう注意すること。）

(3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記（1）、（2）には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、④－3に基づく。なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

④－3 旅費交通費の率を用いない積算

(1) 通勤及び宿泊・滞在の区分

- 1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。

なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。

現地での作業を伴う業務は連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算する。

地質調査業務及び土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。

連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ガソリン	レギュラー	L				2.7 L / h × ○ h
損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料
〃	〃	日	1			供用日当り損料

連絡車（ライトバン）運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。

- 2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。
- 3) 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。
- 4) 上記1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」によるものとする。
- なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率に含まれているため、別途計上しない。

(2) 旅費交通費の扱い

1) 鉄道運賃等

- 1)－1 鉄道賃等については、その乗車に要する運賃（特急料金等を含む）を計上する。
- 1)－2 複数の経路がある場合、以下①～⑤のいずれかに該当する経路の鉄道賃等を計上することができる。
- ① 最も安価な経路
- ② 最も安価な経路に比べて、移動時間の短縮が可能である経路

- ③ 最も安価な経路に比べて、乗換回数が少ない等、交通の遅延等による経路変更や取消・変更料の発生の危険性が低い経路
- ④ 最も安価な経路が航空機を用いない経路である場合において、最も安価な経路によると出発地から用務先までの旅行時間に4時間程度以上を要するときの、航空機を用いる経路
- ⑤ 最も安価な経路では日帰りができない場合において、日帰りが可能となる経路

2) 宿泊費

宿泊費については、④－2（2）1）のとおりとする。

3) 宿泊手当

宿泊手当については、④－2（2）2）のとおりとする。

（3）旅費交通費の構成

$$\text{旅費交通費} = \text{交通費} + \text{宿泊費} + \text{宿泊手当}$$

※往復旅行時間にかかる直接人件費は別途計上する。

（4）宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定

宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式により算出する。

$$D_i = C_i + [(C_i - 1) / 5] \times 2 \quad (\text{土曜、日曜を休日とする場合})$$

ただし、[] 内については、小数点以下を切捨て整数とする。

$$S_i = D_i \times (\text{技術者別編成人員})$$

C_i ：標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計

D_i ：補正された外業所要日数

S_i ：補正された外業延人日数

i ：測量技術者、地質技術者、設計技術者

【計算例】

2級基準点測量 新点10点、基準点設置 新点10点 地上埋設（上面舗装）

区 分 i	現行外業 所要日数 C_i	休日 補正日数 $[(C_i - 1) / 5] \times 2$	補正後外業所 要日数 D_i	外業 編成人員 (人)	補正後 延人日数 S_i	備 考
測 量 技 師	16.5	6	22.5	1	22.5	選点、伐採、設置、観測
測 量 技 師 補	16.5	6	22.5	1	22.5	選点、伐採、設置
	4.0	0	4.0	3	12.0	観測
測 量 補 助 員	2.0	0	2.0	1	2.0	伐採
	3.5	0	3.5	3	10.5	観測
	6.0	2	8.0	2	16.0	設置

※測量技師補の外業編成人員は、観測のみ異なるため分離して算出している。また、測量補助員の外業編成人員は、伐採、観測、設置で異なるため分離して算

出している。したがって、補正後延人日数については、測量技師延日数22.5日、測量技師補34.5日、測量補助員28.5日となる。

⑤ 打合せ

打合せが、標準歩掛に明記してある歩掛については、歩掛（〇人／回）に、往復旅行時間にかかる基準日額が含まれていることを標準とし、往復旅行に係わる交通費のみを計上する。

ただし、交通の便等により往復旅行時間にかかる基準日額を含むことが適切でない場合は別途考慮するものとする。

⑥ 技術者単価

直接人件費の基準日額（技術者単価）は、「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

⑦ 技術者基準日額時間外手当の算出

割増賃金の計上が必要な場合の技術者基準日額（割増賃金を含む総額）の計算例

$$\begin{aligned} \text{技術者基準日額（総額）} &= \text{所定内労働に対する技術者基準日額} + \text{割増賃金} \\ &= \text{技術者基準日額} + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \times \text{割増係数} \times \text{割増すべき時間数} \end{aligned}$$

注) 1. 「割増対象賃金比」とは、技術者基準日額に占める「基本給相当額＋割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

2. 割増係数（時間外）＝1.25（通常時間帯以外）

割増係数（深夜）＝0.25（午後10:00～翌日午前5:00）

（1）時間外

1) 所定労働時間の8時間に加え、2時間の時間外労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

$$\text{技術者基準日額(総額)} = \text{技術者基準日額} + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \times \text{割増係数(時間外)} \times 2 \text{時間}$$

2) 所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

$$\begin{aligned} \text{技術者基準日額(総額)} &= \text{技術者基準日額} + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \times \text{割増係数(時間外)} \times 4 \text{時間} \\ &\quad + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \times \text{割増係数(深夜)} \times 2 \text{時間} \end{aligned}$$

3) 24時間2交替制の場合

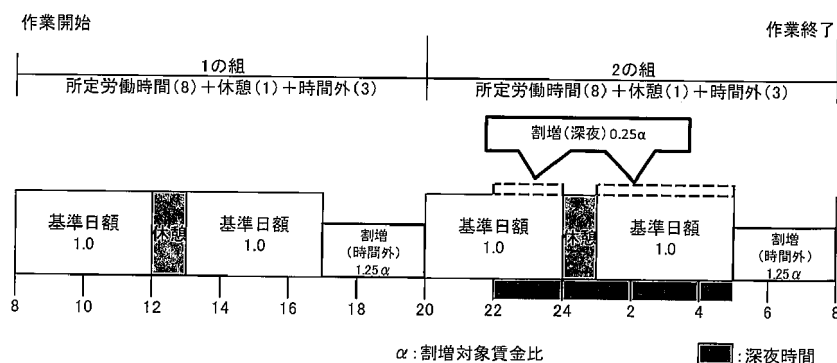
1の組：技術者基準日額(総額)＝技術者基準日額＋技術者基準日額×割増対象賃金比×1／8×割増係数(時間外)×3時間

2の組：技術者基準日額(総額)＝技術者基準日額＋技術者基準日額×割増対象賃金比×1／8×割増係数(深夜)

夜)×6時間+技術者基準日額×割増
対象賃金比×1/8×割増係数(時間
外)×3時間

技術者基準日額(総額)としては、「1の組」と「2の組」の平均値を使用する。

例)



(2) その他

割増賃金部分は、各業務の直接人件費に対する割合により積算する経費（機械経費、通信運搬費、材料費等）の対象としない。但し、水文観測業務の内、流量観測業務の高水流量観測の外業作業については、割増賃金部分も経費（精度管理費含む）の対象とする。

⑧ 諸経费率等の扱い

⑧-1 諸経费率等の適用

- (1) 諸経费率等の適用については、測量業務、地質調査業務及び土木設計業務等のそれぞれの積算基準等に示すとおりである。例えば、測量業務と土木設計業務等を合併して積算し、発注する場合は各々の諸経费率等で算出し、合計して業務価格とする。
- (2) 標準歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経费率等を用いるものとする（他の業務の積算基準に示されている諸経费率等は適用できない）。例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経费率等を用いることとする。

⑧-2 近接して発注する場合

測量業務及び地質調査業務において、近接して業務を発注する場合においても諸経費の調整は行わない。

⑨ 設計変更の積算方法

設計変更における業務費（業務委託料）の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業務価格（落札率を乗じた額）} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$$

変更業務費（変更業務委託料）＝業務価格（落札率を乗じた額）×（１＋消費税率）

- 注）
- １． 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに、当初設計と同一方法により積算する。
 - ２． 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。
 - ３． 設計変更における単価については以下の場合においては新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。
 - ・ 当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合
 - ・ 当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合

第2編 測 量 業 務

第2編 測量業務

「国土交通省 設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）（令和8年度版）第1編 測量業務」による。

ただし、「第1章測量業務積算基準①測量業務積算基準①－3測量業務費①－3－2測量業務費構成費目の内容（1）測量作業費2）間接測量費」において、「積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする」を「積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認し、契約金額の1%を上限とする」と読み替えるものとする。

第 3 編 地質調査業務

第3編 地質調査業務

「国土交通省 設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）（令和8年度版）第2編 地質調査業務」による。

ただし、「第1章地質調査積算基準①地質調査積算基準①ー地質調査業務費①ー2ー2地質調査業務費構成費目の内容（1）一般調査業務費1）純調査費（ハ）業務管理費」において、「積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする」を「積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認し、契約金額の1%を上限とする」と読み替えるものとする。

第 4 編 土木設計業務

第4編 土木設計業務

「国土交通省 設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）（令和8年度版）第3編 土木設計業務」による。

ただし、「第1章土木設計業務等積算基準①土木設計業務等積算基準①－2業務委託料2．業務委託料構成費目の内容（2）間接原価1）間接原価」において、「積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする」を「積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認し、契約金額の1%を上限とする」と読み替えるものとする。

第5編 調査、計画業務

第5編 調査、計画業務

「国土交通省 設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）（令和8年度版）第4編 調査、計画業務」による。

ただし、「第1章調査、計画標準歩掛②洪水痕跡調査業務②－3業務費構成項目の内容（2）間接調査費」、「第1章調査、計画標準歩掛⑤水文観測業務⑤－1水文観測所保守点検業務積算基準（案）⑤－1－3価格構成費目の内容（2）間接調査費」、「第1章調査、計画標準歩掛⑤水文観測業務⑤－2流量観測業務積算基準（案）⑤－2－3価格構成費目の内容（2）間接調査費」、「第1章調査、計画標準歩掛⑤水文観測業務⑤－3水位流量曲線作成業務積算基準（案）⑤－3－3価格構成費目の内容（2）間接調査費」、「第1章調査、計画標準歩掛⑤水文観測業務⑤－4水文資料整理業務積算基準（案）⑤－4－3価格構成費目の内容（2）間接調査費」において、「積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする」を「積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認し、契約金額の1%を上限とする」と読み替えるものとする。

第 6 編 下水道用設計業務

第6編 下水道用設計業務

「下水道用設計標準歩掛表（令和8年度）」第3巻 設計委託（公益社団法人 日本下水道協会）による。